

中重度者ケア体制加算及び認知症加算の職員配置について

高齢者福祉課
施設・事業者指導担当

【質問】

中重度者ケア体制加算又は認知症加算の算定要件である、通所介護の時間帯を通じて1名以上の配置が必要となる看護職員又は認知症介護実践者研修等修了者について、

- ① 全営業日に配置を予定されていなければならない
- ② 必ずしも全営業日に配置していなくともよい

①、②のどちらで取り扱えばよいか。

【回答】

②として取り扱って構わない。介護給付費算定に係る体制等に関する届出に際しても同様に取り扱う。

ただし、その場合には全対象者公平にサービスが提供できるよう配慮すること。

なお、看護職員又は認知症介護実践者研修等修了者を配置していない場合は、それぞれの加算は算定できない。